都市核のまちづくり。

発行・お問い合わせ: 武蔵村山市 都市整備部 区画整理課

〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 Tel (042)565-1111 (内線 282·283)

事業計画の変更(第3回)を行い、公告しました。

都市核地区土地区画整理事業につきましては、平成13年1月に事業計画が決定され、その 後は平成17年12月、平成18年3月に事業計画変更を行い、事業を進めてまいりました。

この数年間は、新青梅街道拡幅部分の用地空けに重点を置き、仮換地指定及び建物移転件数も増加し、道路や宅地の工事も着々と進んでおりますが、事業の進捗に伴い、期間延伸及びこれに伴う資金計画の見直しが必要になったことから、平成 28年7月21 日付で事業計画の変更を行い、公告しました。

今回の事業計画変更における主な変更点は、以下のとおりです。

変更事項	事業施行期間	資金計画(事業費)		
変更前	平成13年1月22日から	13,957,900千円		
多 支 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	平成32年3月31日まで	13, 957, 900 TH		
亦西%	平成13年1月22日から	14 700 5005		
変更後	平成37年3月31日まで	<u>14,709,500千円</u>		

※ 変更前後の事業計画は、換地処分の公告の日まで区画整理課で御覧いただけます。

事業施行期間を5年間延伸し、平成36年度末に変更しましたが、移転・移設工事、道路築造工事については、平成34年度までに終了する計画としております。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

ホームページを御覧ください

(掲載内容) 〇事業の概要…設計図・ 事業概要パンフレット 工事予定箇所図

- ○移転について
- 〇地区計画
- ○建築等の制限、その他証明
- ○審議会について

アドレス http://www.city.musashimurayama.lg.jp/

トップページ⇒市政情報⇒区画整理



平成27年度工事完成箇所について

都市核地区土地区画整理事業につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度は、区画道路については2箇所(幅員5.0m、総延長440.0m)を施工し、仮換地指定84件(15,615 ㎡)、及び22棟の建物移転に御協力いただきました。

関係権利者の皆様には、御協力くださいまして、誠にありがとうございました。

昨年度施工箇所について一部御紹介いたします。(撮影箇所は4ページの工事施工箇所図を御 参照ください。)

区画道路築造第19号工事(幅員5.0m)



(着工前)



(着工後)

平成28年度工事箇所について

平成28年度工事箇所については、4ページの工事施工箇所図のとおりです。

今年度も昨年度同様、新青梅街道拡幅部分の用地空けにかかわる区画道路を中心に、工事に着手しております。

工事区域、建物移転の対象となる方については、戸別訪問を行い移転補償等の御説明をさせていただき、皆様の御協力を得ながら事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今年度の工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合がありますので御了承ください。

建築行為等の計画がある方へ

土地区画整理法第76条許可は、申請から1週間~10日程度の日数を要します。

建築行為等の予定のある方は、お早目に区画整理課へ御相談ください。

新青梅街道の用地空けを集中的に進めています。

新青梅街道(上北台〜箱根ケ崎間)については、平成17年3月に交通渋滞解消を目的とし、 幅員18mから30mへの拡幅計画が都市計画決定されました。

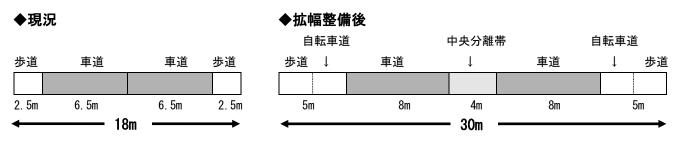
東京都が拡幅整備を行う街路事業については、新青梅街道を5つの区間(下表参照)に分割して進めておりますが、平成28年2月に神明四丁目から中央一丁目地内までの区間が、3月に三ツ木二丁目から岸一丁目地内が2区間続けて事業認可され、これにより全区間で事業認可が取得されました。

新青梅街道は、本市の軸としての役割を担う道路であり、その拡幅整備は多摩都市モノレールの延伸に必要な導入空間の確保にもつながるものです。そこで、街路事業の進捗と整合を図るため、都市核地区土地区画整理事業においても新青梅街道拡幅部分の用地空けを最優先に進めております。

〈新青梅街道拡幅整備事業 工区〉

工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	第5工区
	東大和市上北台	武蔵村山市神明	武蔵村山市中央	武蔵村山市三ツ	瑞穂町大字殿ヶ
	一丁目地内から	四丁目地内から	一丁目地内から	木二丁目地内か	谷地内から瑞穂
区間	武蔵村山市神明	中央一丁目地内	三ツ藤三丁目地	ら岸一丁目地内	町大字武蔵地内
	四丁目地内		内		
延長	約1.1km	約1.2km	約1.6km	約1.2km	約1.4km
事業認可取得	平成23年	平成28年	平成27年	平成28年	平成24年
年 月 日	12月1日	2月5日	3月31日	3月15日	7月4日

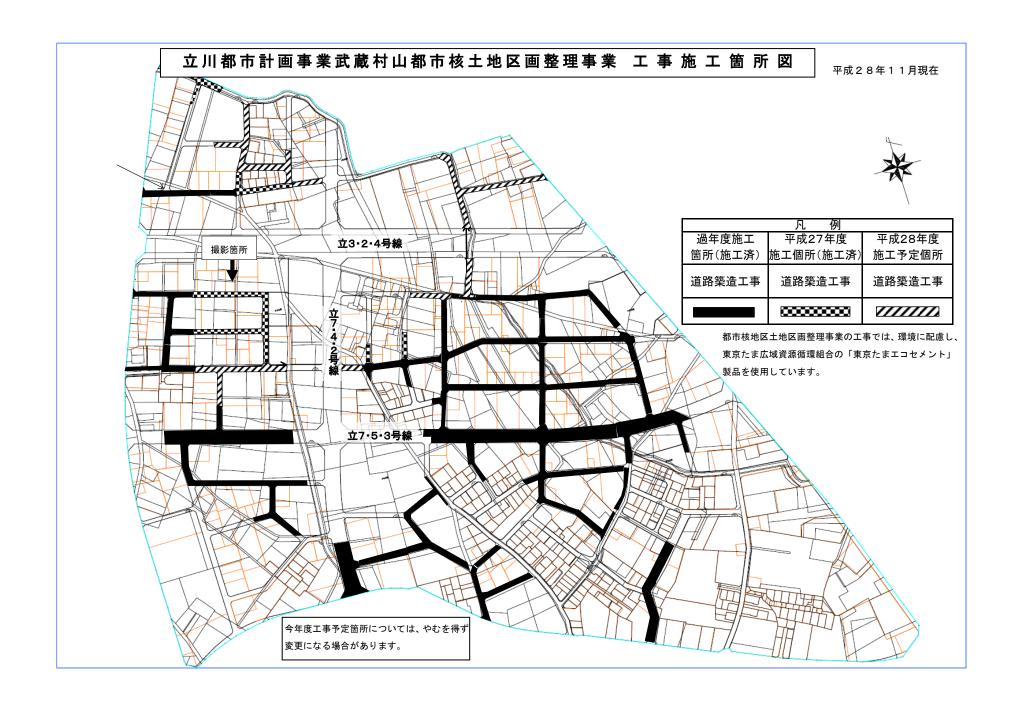
〈新青梅街道標準断面図〉



※拡幅整備後の歩道、自転車道の構造等は、今後変更となる場合があります。

平成28年4月 交通政策審議会の答申が公表されました。

平成28年4月20日に、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申がなされ、多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸については、特に課題は挙げられず、「関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき」とされました。モノレール早期延伸に向けて大きな前進であると期待されます。



審議会委員の決定について

平成 28 年6月12日執行の土地区画整理審議会委員の選挙は、候補者が定数を超えなかったため、無投票で当選者が決まりました。

また、平成 28 年7月 1 日に任期満了となった学識経験委員(2 名)が市長の選任により、 決定となりました。

委員の任期は、平成28年7月2日から平成33年7月1日までの5年間となります。

選出された土地区画整理審議会委員(敬称略)

			1 75.1	* · · Pi /
委員の種別		氏	名	
宅地所有権者 (会長)	安	藤	正	芳
宅地所有権者	飯	田	勝	彦
宅地所有権者	加	藤		武
宅地所有権者	指	田	貞	男
宅地所有権者	清	水	明	美
宅地所有権者	登	内		進
宅地所有権者	波	多野	重	男
宅地所有権者	波	多!	野	稔
学識経験を有する者 (会長代理)	波	多野	,晃	夫
学識経験を有する者	池	田	悠	_

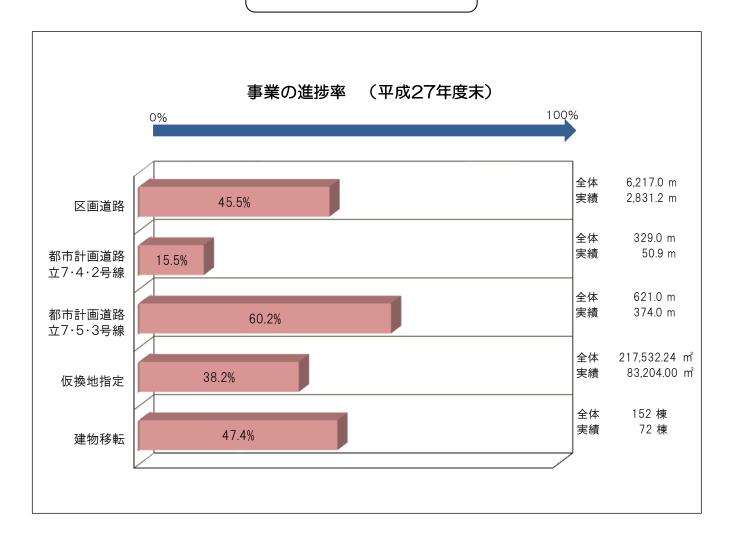
土地区画整理審議会開催状況

土地区画整理審議会は、権利者の代表として都市核地区の重要な事項について審議していただいております。直近の開催状況は、次のとおりです。

	開 催 日	主 な 内 容
第24回	平成28年9月28日	仮換地の指定について

※個人情報に関する議題については非公開となります。

事業の進捗状況



土地の売却・建物の建築等について

土地・家屋の売却、権利譲渡には特に制限はありませんが、区画整理事業では、<u>減歩負担、移転、清算金等の権利義務が継承されます</u>ので、これらを十分理解された上で売買されるよう御注意ください。また、土地の形質の変更、建物や工作物の新築、増改築等については、「土地区画整理法第76条」に基づき、許可申請の手続が必要になります。

新築、増改築を希望される方については、個々のケースや状況により判断し、事業上支障がなければ 建築が可能です(事業に支障がある場合、不許可になる場合があります)。

また、当地区は<u>地区計画区域内</u>となりますので、別途都市計画法に基づく届出が必要になります。 その他、住所変更、所有権の移転、分合筆等の土地の変動がある場合は、区画整理課へお知らせくだ さい。

土地の売買や建築行為等の御予定がある方は、事前に区画整理課まで御相談ください。

事業の経過と今後の予定

